

令和8年第6回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和8年6月26日（金） 午前9時00分～10時15分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（11人）

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 蘭 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員の指名（9番 外蘭 健藏 委員・10番 池田 善之 委員）

議事日程

日程第1 報告議案第10号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案の
取り消しについて

日程第2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（1件）について

日程第3 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について

日程第4 議案第29号 非農地証明願（3件）について

日程第5 議案第30号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和8年第6回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長 会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し出席委員数 11 名で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、会次第に従いまして、進行していきます。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただくことで異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員は、9 番 外菌健藏 委員と、10 番 池田善之 委員をお願いしたいと思います。

ただ今から、議事に入ります。日程第 1 報告議案第 10 号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1 ページをご覧ください。日程第 1 報告議案第 10 号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案の取り消しについてです。この議案は、令和 7 年第 11 回総会にて既に承認をいただきましたが、今回、借人の都合により、農地バンクから契約を取り消したいと通知がありました。今後新たな耕作者と契約を行うために議案の取り消しについて承認をいただきたい案件です。よろしくお願いします。

議長 これより質疑に入りたいと思いますが、何か皆様の方からご質問等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第1報告議案第10号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案の取り消しについては、報告のとおり受理することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということですので、日程第1報告議案第10号については報告のとおり受理することといたします。

次に日程第2議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件であります。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、終了後質疑に入りますので、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 日程第2議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。2ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を贈与により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 4番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、現地調査報告をいたします。6月22日午後5時30分から、行政書士、池田一成委員と私が現地確認してきました。申請地は、資料の2～3ページを参照してください。農地区分は農用地区域外農地です。農地の贈与です。申請地は畑で現在譲渡人、譲受人共に耕作されていません。今は知人の方が耕作されています。労働力は1人で、忙しい時には知人の方にお手伝い、協力をお願いするそうです。農機具はトラクター、管理機、草払い機、防除機等保有しています。農地取得後の営農計画は、主に野菜を栽培されます。自宅からの距離は約6kmです。私達の見たところでは問題はないと思います。皆様方の審議方よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。調査委員の報告が終わりましたが、皆様

方から何かご質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第2議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということで、日程第2議案第27号については、申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第3議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件であります。事務局の説明、その後調査委員から調査報告をお願いして質疑に入りたいと思いますので、事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第3議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。4ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は隣接する宅地に駐車場がないため、申請地を買い受けて宅地拡張し、通路及び駐車場として利用したいための申請であります。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を野元委員、【副】を西委員をお願いしております。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

野元委員 2番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、6月20日（土）午後1時より行政書士立会いのもと、西委員と私が調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地の位置図は4～5ページをご覧ください。転用の目的は、隣接する宅地に駐車場がないため、申請地を宅地拡張して、通路及び駐車場として利用したいためです。農地区分は第3種農地、第1種住居地域にある農地です。申請地の東側は雑種地、西側は宅地、南と北側は道路です。境界は既存のブロック積みを利用し、申請地は切土をして土留め工事をします。駐車場のため用排水計画はなく、雨水排水は自然流下です。資金は自己資金で、許可後着工の予定です。被害防除計画書等は、5条申請の備考欄に記載してあります。私達の調査では特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございました。事務局、調査委員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思いますが、何かご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、日程第3議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第3議案第28号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第4議案第29号非農地証明願3件についてを議題とします。なお、No.2については、調査委員に現地調査をしていただいておりますので、後程調査報告をお願いします。それではNo.1から説明をお願いします。

原田主査

日程第4議案第29号非農地証明願3件についてであります。6ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、亡くなった夫が農地法の手続きを知らず、20年以上前に申請地に倉庫を建ててしまいました。現在まで宅地及び駐車場として利用しております。

8ページをお開きください。No.2についてご説明いたします。こちらはまだ違反転用と判断されていない土地で、農業委員会総会での審議が必要となります。本件申請地は、麓土地地区画整理事業前の昭和63年に亡くなった叔父と叔母の土地を一体利用する目的で、叔父が家建て、その後麓土地地区画整理事業に伴う造成工事で曳き家され、造成工事後の換地処分で、亡くなった父の土地と一体的な利用となったため、今回の申請となるものです。現在まで隣地の宅地と一体的に建物敷地として利用しております。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を川畑委員をお願いしてあります。ご審議方よろしく願いたします。

議長

それではNo.2について、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

6番久木山です。6月20日(土)午前8時半より行政書士、川畑委員と3名にて、申請のあった非農地証明願について調査いたしました。申請地については8ページ、9ページを参照してください。申請

地は、平成9年度から開始した麓土地区画整理事業で、換地処分により宅地と田を一体利用して駐車場として整地して現在に至っています。農地区分は第3種農地で、第1種住居地域であります。麓土地区画整理事業を開始して29年経過していることから、非農地証明を発行したいと思いますが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。次にNo.3について、事務局の説明をお願いします。

原田主査 、10ページをお開きください。No.3についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、亡くなった父が農地法の手続きを知らず、20年以上前に申請地に家を建ててしまいました。現在まで宅地及び通路として利用しております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ただ今事務局と、調査委員からの説明が終わりました。No.1からNo.3まで、皆様の方から何かご質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第4議案第29号非農地証明願3件については、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということです。日程第4議案第29号については、申請のとおり非農地証明を発行することといたします。

次に日程第5議案第30号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、〇〇委員と、〇〇委員にはご退席をお願いしたいと思います。

（〇〇委員、〇〇委員退席後）

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査 12～16ページをご覧ください。日程第5議案第30号令和8年9月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。37件、44筆55,044㎡で、新規8件、継続29件の契約で

す。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局より説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質疑
がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第5議案第30号農地中間管理事業に伴う
農用地利用集積等促進計画案については、原案のとおり決定すること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということで、日程第5議案第30号については、原案の
とおり決定することといたします。〇〇委員、〇〇委員には自席へお
戻りいただきますので、しばらくお待ちください。

(〇〇委員、〇〇委員着席後)

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____

